平成２９年（フ）第１８４号
神奈川県横須賀市坂本町４丁目21番地　坪井アパート２Ｆ
債務者　戸嶋麻衣子（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１７３号
愛知県田原市東赤石１丁目35番地　サンファミール東赤石Ｂ棟202
債務者　大和　和江
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１７８号
愛知県豊橋市馬見塚町177番地
債務者　藤澤　まき
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８０号
愛知県豊橋市高師町字西沢114番地１
債務者　大羽　明美
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１１０号
北海道旭川市東鷹栖２条２丁目635番地の387　ＡＱＵＡ101号室
債務者　三浦　シズ
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８５８号
大阪府東大阪市上四条町13番４号
債務者　窪田　勇士
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３７号
大阪市城東区諏訪４－17－24　ジオナ深江橋108号室、住民票の住所大阪市生野区小路２丁目８番14号
債務者　坪井　宏郎
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８１号
大阪市住之江区浜口西１丁目５番19号
債務者　城本八千代
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９号
愛知県田原市神戸町新大坪19番地２
債務者　嶋田　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午前11時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３５８号
岡山市南区南輝３丁目16番８号
債務者　原田　和雄
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６６号
岡山市北区横井上191番地３　グローリールＡ101
債務者　逢澤　勝巳
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５号
大分県杵築市大字大内582番地２
債務者　加藤美三子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第９４４号
東京都多摩市永山４丁目２番地22―404
債務者　大野　正之
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
長崎県佐世保市赤崎町519番地２、前住所長崎県佐世保市赤崎町508番地１
債務者　宮路　由美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１００号
長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷760番地　鹿山団地Ａ－304、前住所長崎県東彼杵郡波佐見町野々川郷1638番地
債務者　柿本　夏美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係